

令和5年度久辺三区まちづくり計画策定業務

仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、名護市が発注する「令和5年度久辺三区まちづくり計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「令和5年度久辺三区まちづくり計画策定業務」とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

(業務の目的)

第4条 本業務は、辺野古区、豊原区及び久志区（以下「久辺三区」という。）のまちづくりを推進するために、令和4年度に策定した「久辺三区まちづくり計画」（以下「基本計画」という。）において整理した理念や方針を踏まえ、地域の魅力向上や課題解決に資する取組みを具体化した上で、事業手法や実証・実施時期等を詳細化した実施計画の策定及び導入を検討した事業の有効性を検証するための実証計画を策定することを目的とする。

(法令等の順守)

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 名護市の条例、規則等
- (3) その他関係法令

(書類の提出)

第6条 本業務の履行に当たっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、管理技術者及び担当技術者通知書
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第7条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、名護市と協議するものとする。

(業務計画)

第8条 受託者は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、名護市と協議しなけれ

ばならない。

(成果品の検査)

第9条 受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

(受託者の責務)

第10条 受託者は、本業務を履行するに当たり、第4条の業務目的及び次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。なお、調査に当たっては最新のデータを活用し、必要に応じて複数年のデータを用いるものとする。

- (1) 受託者は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 受託者は、本業務により知り得た事項について、非公開とするべきものについては、非公開を厳守し、また名護市の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地域住民や権利者等から業務に関して異議があった場合、速やかに名護市と協議しなければならない。
- (4) 受託者は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取るとともに十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (5) 受託者は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 業務内容

(業務内容)

第11条 令和5年度は、基本計画において整理した次の施策に取り組むこととし、業務内容は、概ね以下の(1)から(6)までの事項とするが、公募型プロポーザル方式の手続きにおいて提出された企画提案書に基づき、名護市と受託者との協議により決定する。

● 施策No.3 移動手段の充実

交通弱者を中心に区域内・市街地への移動手段の確保や移動利便性の向上を図る。

● 施策No.4 買物環境の充実

食料品等の日常の買物が不便な状況を改善し、生活基盤としての良好な買物環境の確保を図る。

● 施策No.8 防災・防犯対策及び環境の充実

安全で安心して暮らせる生活環境を確保するとともに、災害時の良好な生活環境の確保を図る取組みの検討や支援活動を円滑に行える体制の構築を図る。

● 施策No.10 子育て世代の支援策の充実

効果的な子育て支援体制の構築や子どもの学習活動を充実させる多様な学びの環境の確保を図る。

- (1) 各施策における久辺三区の現況整理（施策No.3、4、8、10）

久辺三区で過去にどのような取組みが実施されてきたかを施策ごとに調査し、それぞれの取組みの課題及び改善点などを整理する。

- (2) 事例調査（施策No.3、4、8、10）

各施策の国内先進事例又は好事例を調査し、久辺三区へ適用し得る取組みを整理する。

また、「防災・防犯対策及び環境の充実」及び「子育て世代の支援策の充実」については、分科会の構成員等 15 名程度による現地調査をそれぞれ 2 箇所以上行うこととし、現地調査に係る旅費その他必要な費用の支払いはすべて本業務に含まれることとする。

(3) 意向調査（施策No.3、4、8、10）

ワークショップ及びアンケート調査を実施し、各施策における市民ニーズをより具体的に把握・分析するとともに、導入する取組みとその実施方法等の検討材料を収集する。

(4) 事業案整理（施策No.3、4、8、10）

(1)から(3)を踏まえて、久辺三区の課題解決や魅力向上に資する取組みを具体化した上で、今後 5 年間にどのような手法で実施、運用するか、実証・実施時期等を含めて整理・検討し、実現に向けた具体的な実施内容及びスケジュールを示した実施計画を策定する。

(5) 実証事業企画（施策No.3、4）

令和 5 年度中に実施する実証実験の実施内容、手順、スケジュール及び協議先等を整理・検討し、実証計画としてまとめる。

(6) 委員会等運営支援（施策No.3、4、8、10）

基本計画で整理した体制に基づき本業務を推進するため、検討委員会等の運営支援を行うこととし、下表に示す業務内容の①から④までを具体的な業務とする。なお、各会議の委員数及び開催回数は現時点の想定であり、業務の実施に際して増減する場合がある。

会議名	委員数	開催回数	謝礼金等費用負担	業務内容
久辺三区まちづくり 検討委員会 (基本計画では「ま ちづくり協議会」)	8 名	3 回	市が負担する。	①資料の作成 及び印刷 ②進行支援 ③会議録の作 成
分科会 (施策ごと)	36 名 (各 9 名)	各 3 回程度	受託者が負担する。 謝礼金 委員長：日額 6,000 円 委員：日額 5,000 円 ※「特別職の職員で非 常勤のもの報酬に 関する規則」別表(19) その他委員等に準ず る。 交通費 (市外の者に限る。) 居住地又は勤務地か ら目的地に至るバス 賃実費額による。	④その他、会議 の運営に必要な 事項
庁内作業部会	10 名	1 回	—	

第3章 成果品

(納入成果品)

第12条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務完了報告書 100 部、概要版 100 部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体
- (3) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (4) 打合せ記録簿
- (5) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD
- (6) その他名護市が指示する資料等

(納品方法)

第13条 契約期間内に、第12条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第14条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行に当たり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 本業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む。）は、名護市に帰属するものとする。
受託者は、本業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、名護市は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、名護市と協議の上、その指示に従い業務を進めること。